

ニーズ調査の実施について

1. 調査の目的・考え方

市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（27～31年度の5年間）について、新制度に基づいて実施する「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を、どのくらい提供すべきか（＝「量の見込み」）を推計する必要があります。

この「量の見込み」の推計に必要な「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を把握するため、子どもの保護者に対するニーズ調査を実施します。

また、いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～（22～26年度）策定時の調査項目と照らしてニーズ調査項目の調整を図ります。

2. 調査の対象（案）

対象となる子ども	対象となる施設・事業
小学校就学前の子ども （0～5歳）	<教育・保育> 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） <地域子ども・子育て支援事業> ※法定 13 事業のうち、国の「基本指針」において、ニーズ調査によって利用状況・利用希望を把握すべきとされている 8 事業 ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③子育て短期支援事業 ④ファミリー・サポート・センター事業 ⑤一時預かり事業 ⑥延長保育事業 ⑦病児・病後児保育事業 ⑧放課後児童クラブ

※調査対象のうち小学生がいる世帯には、追加の質問項目を設定して、小学生の保護者としての意向も把握します。

3. 調査の実施方法（案）

- (1) 対象となる子どもの保護者に対し、アンケート方式の無作為抽出（3,000 世帯）調査を実施します。
- (2) 調査票は、郵送で配布・回収します。
- (3) 結果を集計・分析し、それを踏まえて「量の見込み」を推計します。

4. 調査票の構成（案）

- (1) 住まいの地域
 - (2) 子どもと家族の状況
 - (3) 子どもの育ちをめぐる環境
 - (4) 保護者の就労状況
 - (5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
 - (6) 地域の子育て支援事業の利用状況
 - (7) 土曜・休日・長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望
 - (8) 病気の際の対応
 - (9) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
 - (10) 小学校就学後の放課後の過ごし方
 - (11) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度等
 - (12) 子どもの発達
 - (13) 子育てに関する満足度と重要度
 - (14) 自由記入
- ※ 小学生がいる世帯に、追加の質問項目を設定

5. 調査のスケジュール（予定）

10/10(木)	第1回出雲市子ども・子育て会議
	⋮
11月中旬	調査票発送
～12月中旬	調査票回収
	⋮
平成26年	⋮
2月	調査結果報告書作成
3月	第2回出雲市子ども・子育て会議